

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2022年9月15日 Thursday)

第260号 (2021年度-第3号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

人勧完全実施に加えて物価高騰を踏まえた一時金支給を

8月10日、人事院は初任給・若年層の俸給表改善と3年振りのボーナス引き上げ(0.1月分)を政府と国会に対して勧告しましたが、現在の引き続く物価上昇のもとの生活改善には遠く及ばない極めて低額なものと言わざるを得ません。

6月30日に支給されたボーナスは、昨年度の0.15月分引き下げ未実施分の上乗せ削減は組合の要求によって実施されなかったものの、2020年度の0.05月分引き下げに続いて年間0.15月分削減となるため、その半期分0.075月分の減額支給となっています。

日本銀行が金融緩和を継続し超低金利状態が続くもとで、アメリカの中央銀行である連邦準備制度理事会(FRB)が金融緩和の正常化に向けて3月に金利の引き上げを実施、ロシアのウクライナ侵略戦争による資源価格高騰等により日本の物価高騰が急激に進み、加えて更新を続ける円安のもとで、教職員の生活不安が高まっています。

このため組合は、9月14日(水)に学長宛に「大幅な物価高騰を踏まえた賃金引上げ・一時金支給について」との申し入れ書を提出しました(2頁参照)。申し入れ書では、ボーナス0.1月分引上げ等の完全実施を求めるとともに、昨今の異常な物価高による教職員の生活不安に応えるための一時金支給を求めています。



安部元首相の国葬へ反対の声高まる 県民葬へも批判

7月8日の銃撃事件により急逝した安倍晋三元首相の国葬をめぐる、政府が法律上の根拠なく「国葬」を実施(9月27日)すること等への疑問・反対の声が急速に広がっており、市民によるネット署名や国会周辺での大規模な反対集会、また全国各地で反対行動が展開されています。加えて山口県では村岡県知事が打ち



出した「県民葬」(10月15日)についても問題となっています。今回の国葬実施に際して国立大学等への弔意強制が危惧されていましたが、永岡桂子文部科学相は8月30日の記者会見で、「自治体や教育委員会など関係機関に対する弔意表明の協力の要望を行うことはない」と述べており、国立大学法人も同様と思われますが、なお注意が必要です。

各世論調査 いずれも国葬反対が賛成を上回る

8月以降の報道機関などによる世論調査結果が次々に公表されていますが、NHK(8/5-8/7調査)では「評価しない」50%・「評価する」36%、時事通信(8月)では「反対」47.3%・「賛成」30.5%、毎日新聞(8/20-8/21)では「反対」53%・「賛成」30%、朝日新聞(9/10-9/11)では、「反対」56%・「賛成」38%といずれも「反対」が「賛成」を上回っており、旧統一教会問題への批判の声の広がりも留まるところを知りません。また、東京の小金井市、神奈川の鎌倉市、葉山町、鳥取の日南町の議会で反対の意見書が採択されるなど、地方自治体での批判の声も出始めています。この他東京では、世田谷区長・杉並区長・多摩市長らが疑問を呈し、9月11日に再選を果たした沖縄の玉城知事も「国民の世論が非常に厳しいものがある」として国葬欠席を表明するなど自治体のトップから国葬開催への疑問が相次いでいます。



2022年9月14日

国立大学法人山口大学
学 長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 三原 敏秀



大幅な物価高騰を踏まえた賃金引上げ・一時金支給について（申し入れ）

ここ10年来急激に進む円安・ロシアのウクライナ侵攻などに起因した昨今の物価高騰のもと、教職員の生活不安が広がっています。物価高騰は食料品・光熱水量などで特に価格上昇率が高いため、低所得者ほど大きな影響を受けています。

8月19日に公表された消費者物価指数によれば、7月分の物価指数は前年同月比2.6%となっていますが、光熱水道費は14.7%、生鮮食料品は8.3%となっています。加えて10月には数千品目の食料品価格引き上げが予定されるなど、深刻な状況となっております。

こうした状況のもと、大学教職員の賃金決定において無視できない要素の一つである国家公務員賃金について、人事院が8月8日に内閣と国会へ勧告したことはご承知のとおりです。勧告はボーナス（勤勉手当）の0.1月分引き上げの他、初任給及び若年層に限り月例給の引き上げを求めるものとなっています。そもそも、その仕組み上、2022年春闘相場が参考値となるため、春闘相場確定後に進行している大幅な物価上昇が反映されていない勧告となっていると言わざるを得ません。

加えて、大学教育職員の場合は業績評価給導入のため、月給制適用者は6月期の勤勉手当支給率低減と大学院手当の一部廃止、年俸制適用者は大学院手当完全廃止により、給与受給額減額状態が年末まで続き、二重の生活不安を招いております。

不十分ながらも一定の賃金引き上げとなる今回の勧告を完全実施することは当然のことですが、上記したとおりのここ近年なかった特殊事情を十分考慮した上で、教職員の生活不安に応える形での一時金支給等を鋭意検討いただくよう申し入れる次第です。

なお、人事院勧告ではボーナスの引き上げは期末手当ではなく勤勉手当の引き上げとされていますが、私どもはその公正な運用が保障されていない勤勉手当ではなく、公平に支給される期末手当による引き上げを求めます。特に、月給制適用の大学教育職員は勤勉手当が業績評価給の原資となっているため、評価給の財源を拡大することとなる勤勉手当による引き上げには賛成しかねます。

以 上